

第4章 介護サービス基盤の整備等

この章の見込みは、市町村介護保険事業計画の推計値を集計したものです。市町村の推計値は、これまでの給付実績等をもとに75歳以上の後期高齢者数や要支援・要介護認定者数の伸び等を勘案して算出されています。推計は、計画期間の3年間に加え、令和12(2030)年度及び令和22(2040)年度についても行き、中長期的な見通しを立てています。

県では、市町村と連携し、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス量の充足に向け、事業者に参加を働きかけるなどの取組を行います。

I 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等

予防給付と介護給付の対象となる介護サービスについて、これまでの利用実績や要介護者等の増加を勘案して、サービスの種類ごとにどのくらいのサービス量が必要となるかを年度ごとに推計したものです。

1 予防給付・介護給付別のサービス利用見込み

(1) 予防給付

【予防給付におけるサービスの利用見込み】

区 分	単 位	令和5年度 (2023)	第9期計画			令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回/月	36	35	35	35	34	34
介護予防訪問看護	回/月	12,293	12,987	13,317	13,531	14,423	14,455
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	3,844	3,963	3,990	4,050	4,248	4,172
介護予防居宅療養管理指導	人/月	871	902	924	944	993	993
介護予防通所リハビリテーション	人/月	4,625	4,724	4,765	4,794	5,075	5,038
介護予防短期入所生活介護	日/月	1,147	960	939	952	1,083	1,057
介護予防短期入所療養介護	日/月	67	76	76	76	57	54
介護予防福祉用具貸与	千円/年	1,067,072	1,081,533	1,101,462	1,118,904	1,180,208	1,176,029
特定介護予防福祉用具販売	千円/年	79,343	75,536	77,032	77,503	80,040	79,419
介護予防住宅改修	千円/年	320,739	320,542	325,546	327,726	345,855	339,174
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	550	551	556	567	580	567
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	109	110	110	110	92	92
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	443	465	484	496	507	499
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	27	26	27	29	31	30
(3) 介護予防支援	人/月	15,824	16,105	16,378	16,592	17,540	17,458

(2) 介護給付

【介護給付におけるサービスの利用見込み】

区 分	単 位	令和5年度 (2023)	第9期計画			令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回/月	269,398	279,534	287,648	295,460	306,577	329,201
訪問入浴介護	回/月	2,665	2,738	2,851	2,923	2,962	3,215
訪問看護	回/月	78,228	83,931	87,249	89,745	94,187	101,278
訪問リハビリテーション	回/月	17,877	18,448	18,833	19,237	20,150	21,463
居宅療養管理指導	人/月	13,069	13,604	14,113	14,540	15,201	16,348
通所介護	回/月	208,374	214,592	220,142	225,655	236,740	250,712
通所リハビリテーション	回/月	79,260	81,248	82,956	84,431	88,586	93,749
短期入所生活介護	日/月	68,642	71,575	73,754	75,558	78,370	83,897
短期入所療養介護	日/月	4,671	4,996	5,101	5,194	5,270	5,441
福祉用具貸与	千円/年	5,370,059	5,537,707	5,695,759	5,834,222	6,076,475	6,500,189
特定福祉用具販売	千円/年	222,773	222,231	227,980	231,906	236,946	244,536
住宅改修	千円/年	371,443	388,403	398,685	404,662	413,720	423,854
特定施設入居者生活介護	人/月	4,180	4,300	4,346	4,461	4,595	4,726
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	459	495	528	574	559	605
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	61,137	62,752	63,791	65,101	67,949	71,667
認知症対応型通所介護	回/月	7,484	7,715	7,804	7,973	8,333	8,664
小規模多機能型居宅介護	人/月	3,363	3,428	3,508	3,615	3,744	3,929
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	367	444	495	526	491	533
認知症対応型共同生活介護	人/月	5,062	5,127	5,189	5,225	5,356	5,526
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	193	209	239	241	249	259
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	2,154	2,173	2,223	2,255	2,384	2,460
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人/月	9,547	9,619	9,618	9,618	10,445	11,100
介護老人保健施設	人/月	6,208	6,163	6,171	6,173	6,727	7,133
介護医療院	人/月	743	976	990	1,004	1,017	1,042
(4) 居宅介護支援							
	人/月	43,865	44,858	45,858	46,854	49,241	51,951

2 給付費見込み額

計画期間中の給付費のうち、在宅系サービス（訪問介護、通所介護等）が最も多く、令和8（2026）年度には約955億円になると見込まれます。また、施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）は約655億円、居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等）は約285億円になると見込まれます。

区分	単位	令和5年度 (2023)	第9期計画			令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
在宅系サービス	給付費(千円)	86,378,241	90,517,738	93,107,194	95,478,882	99,325,100	105,344,419
	構成比	48.9%	49.4%	49.9%	50.4%	49.8%	50.1%
施設系サービス	給付費(千円)	63,610,147	64,971,674	65,322,522	65,504,894	70,752,716	74,829,542
	構成比	36.0%	35.5%	35.0%	34.6%	35.5%	35.6%
居住系サービス	給付費(千円)	26,738,415	27,630,755	28,067,915	28,485,775	29,280,241	30,188,930
	構成比	15.1%	15.1%	15.1%	15.0%	14.7%	14.4%
合計		176,726,803	183,120,167	186,497,631	189,469,551	199,358,057	210,362,891

資料：市町村介護保険事業計画における給付費（見込み）を集計したもの

※施設系サービス：介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

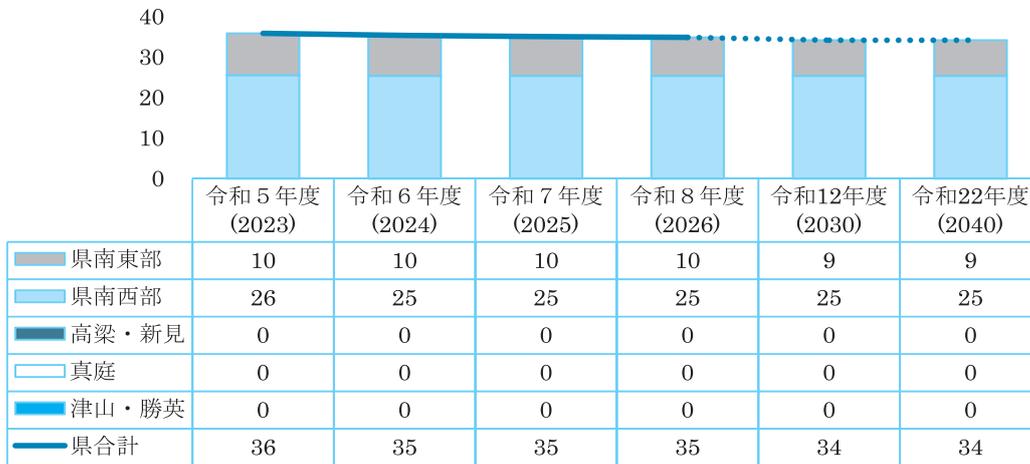
※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
及び地域密着型特定施設入居者生活介護

3 圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み

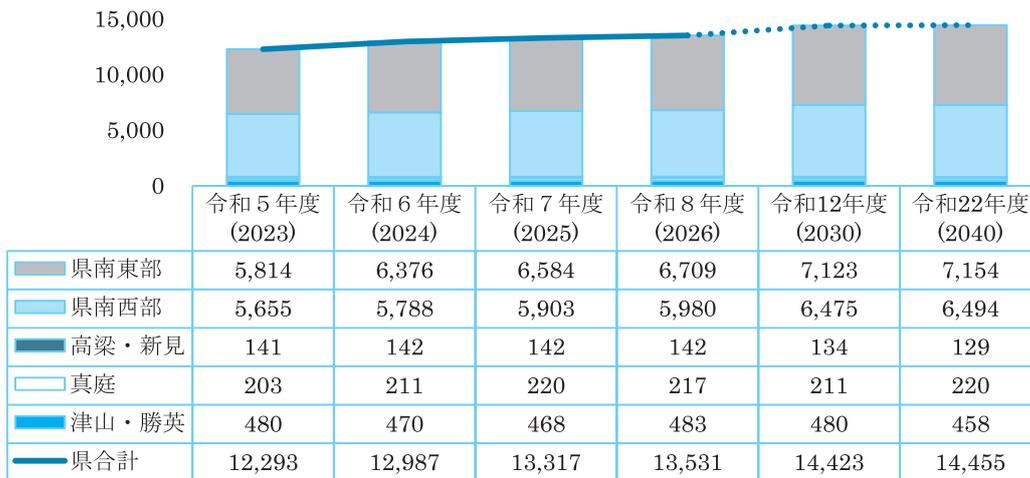
(1) 予防給付

① 介護予防サービス（福祉用具関係を除く。）

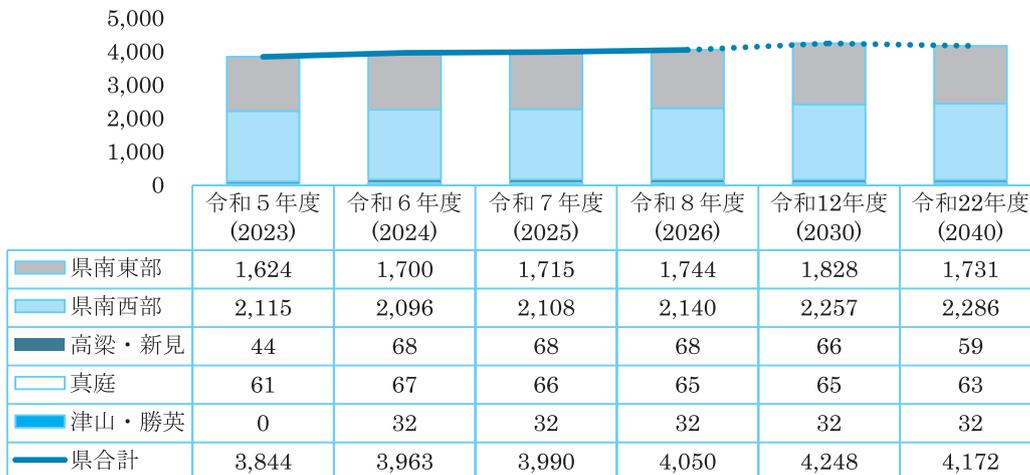
介護予防訪問入浴介護（単位：回／月）



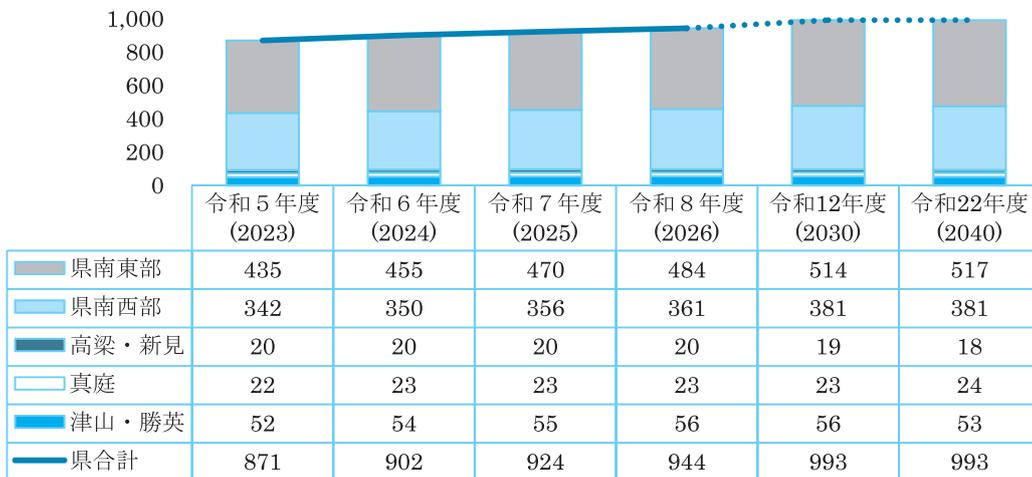
介護予防訪問看護（単位：回／月）



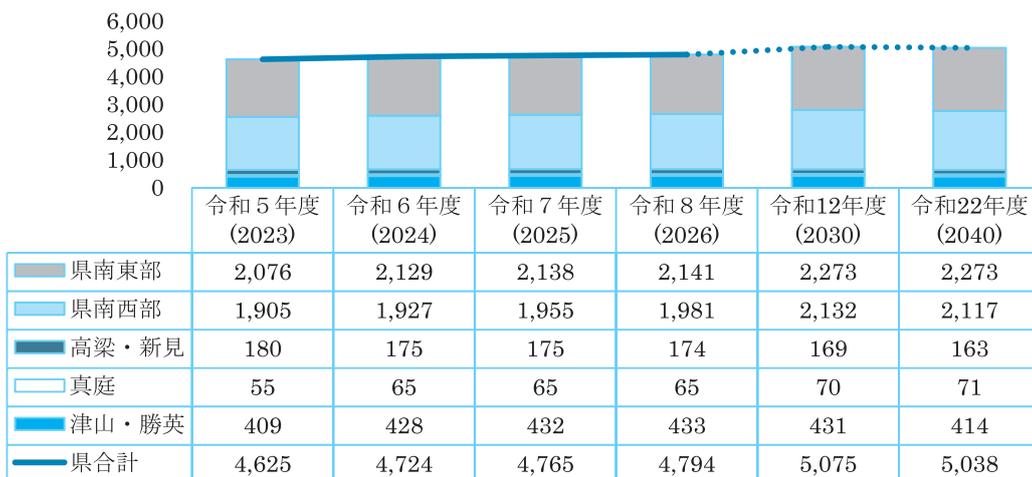
介護予防訪問リハビリテーション（単位：回／月）



介護予防居宅療養管理指導（単位：人／月）



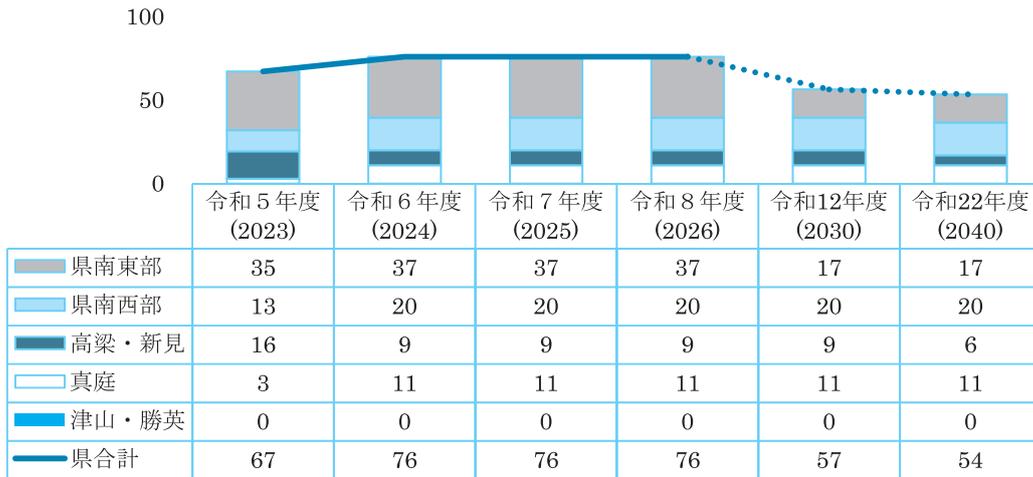
介護予防通所リハビリテーション（単位：人／月）



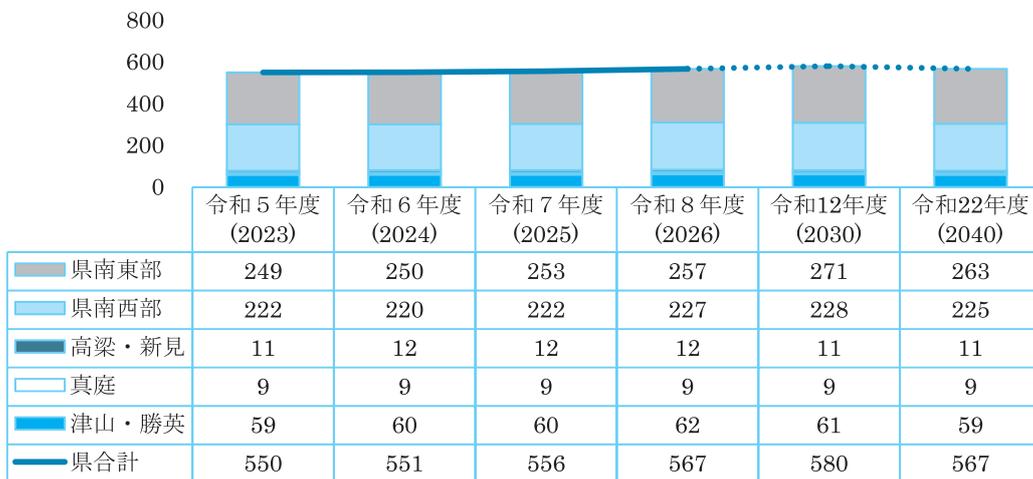
介護予防短期入所生活介護（単位：日／月）



介護予防短期入所療養介護（単位：日／月）

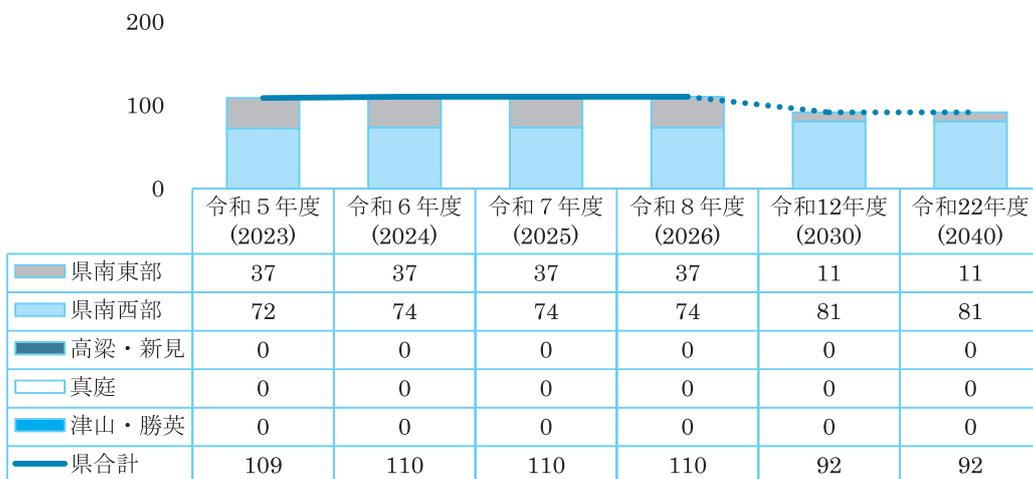


介護予防特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

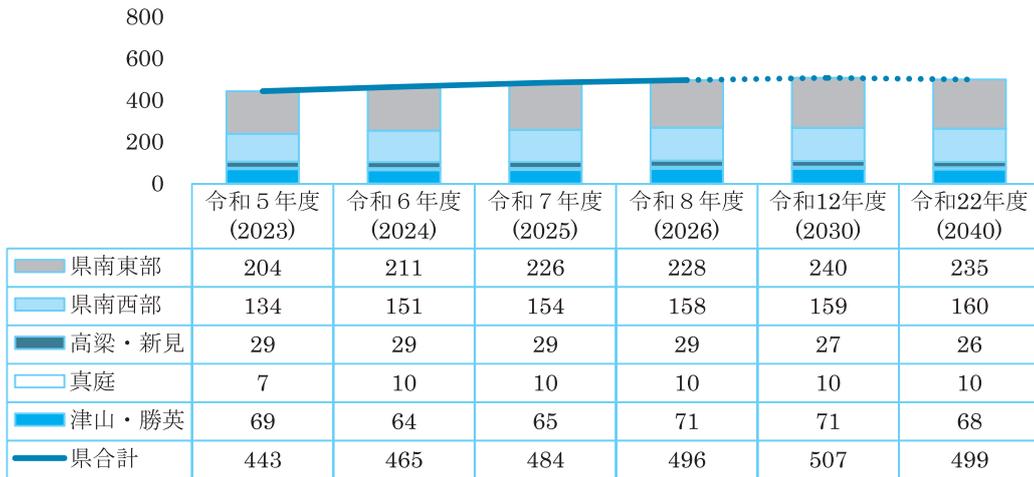


② 地域密着型介護予防サービス

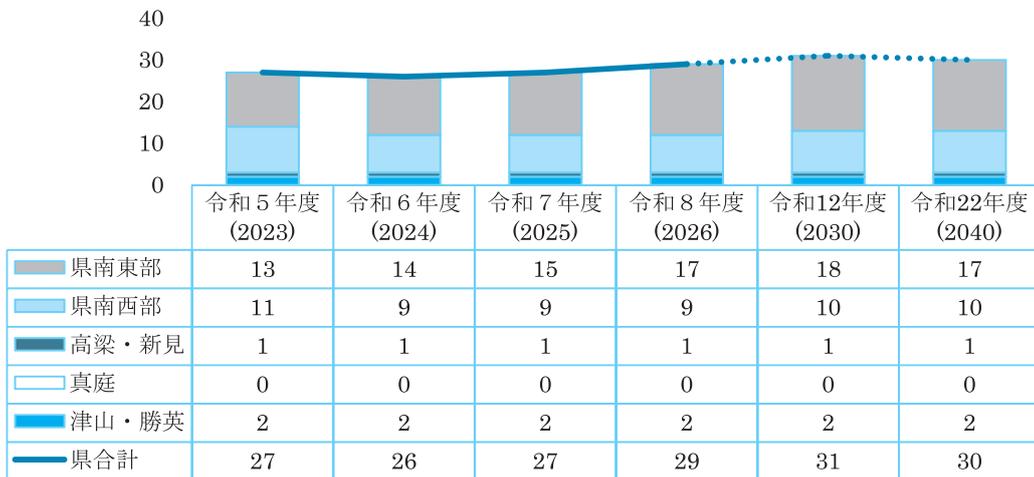
介護予防認知症対応型通所介護（単位：回／月）



介護予防小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）

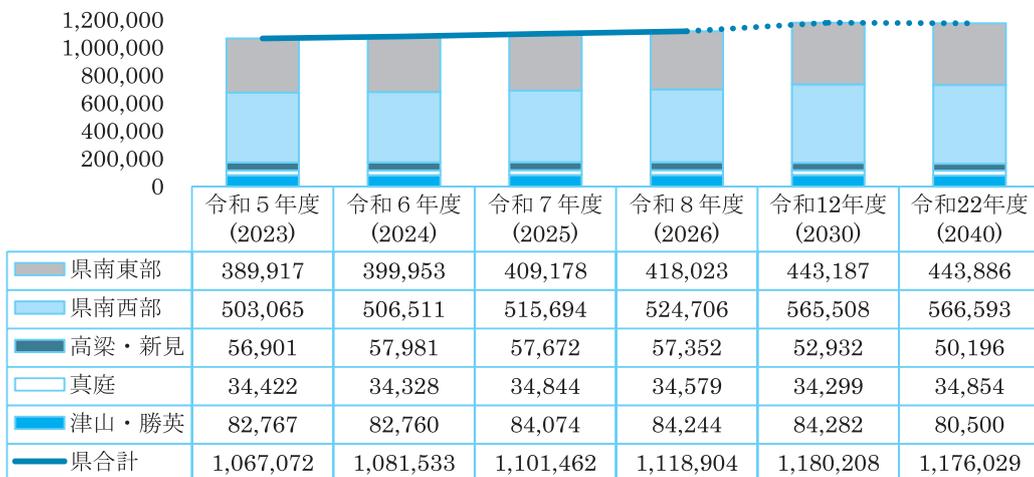


介護予防認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）

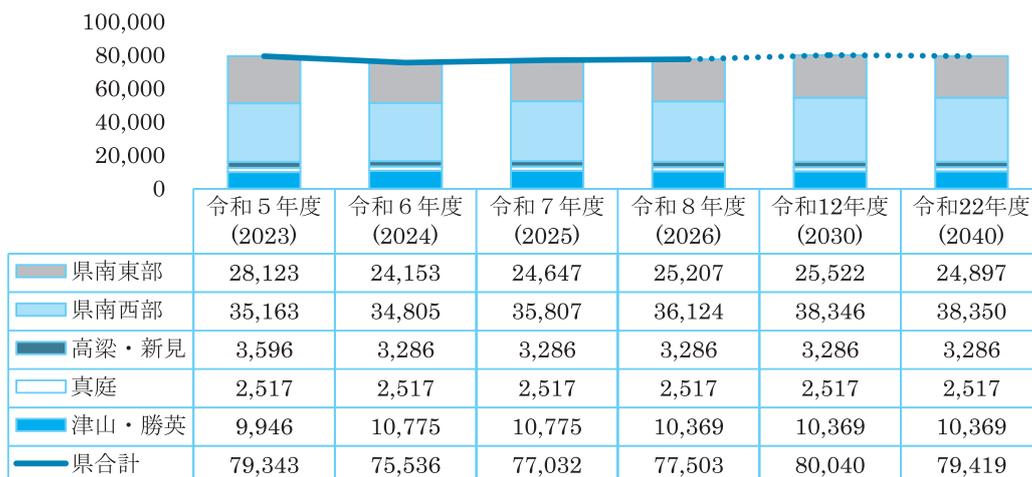


③ 福祉用具・住宅改修

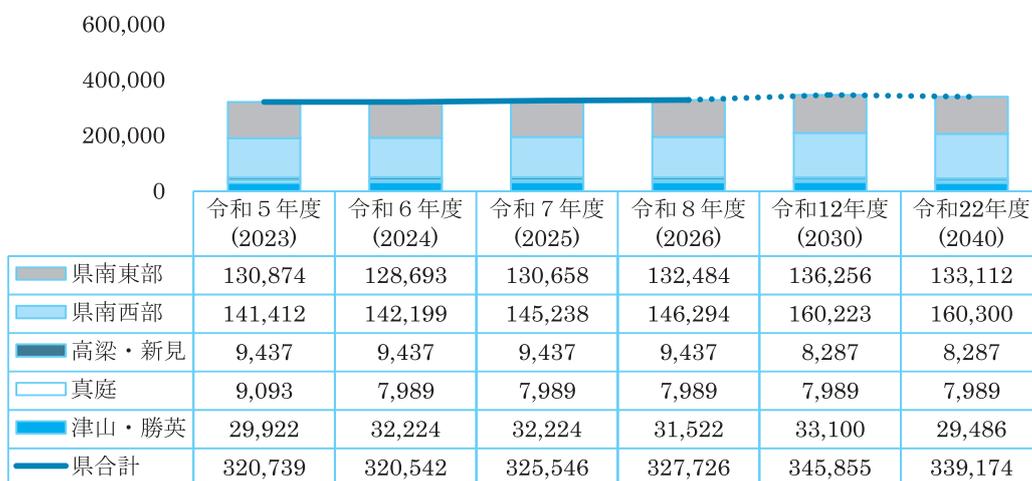
介護予防福祉用具貸与（単位：千円／年）



特定介護予防福祉用具販売（単位：千円／年）

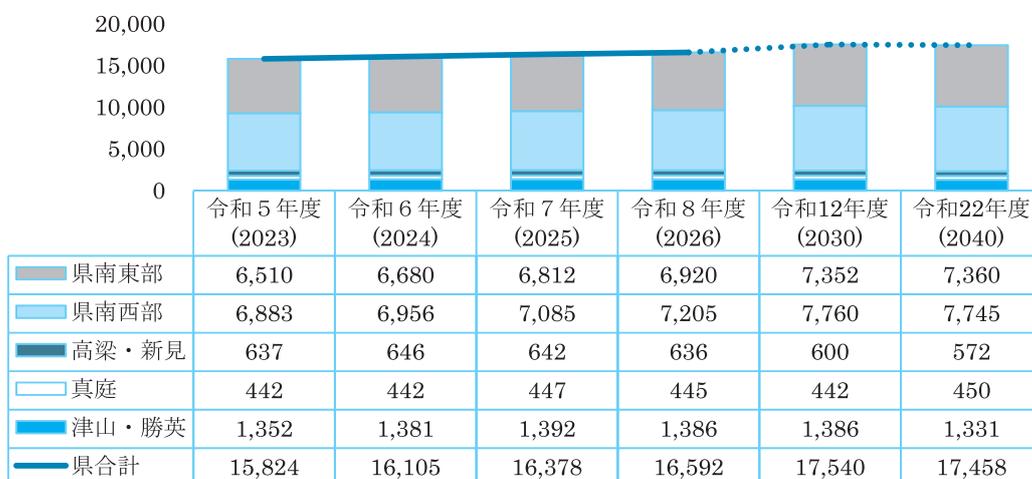


介護予防住宅改修（単位：千円／年）



④ 介護予防支援

介護予防支援（単位：人／月）

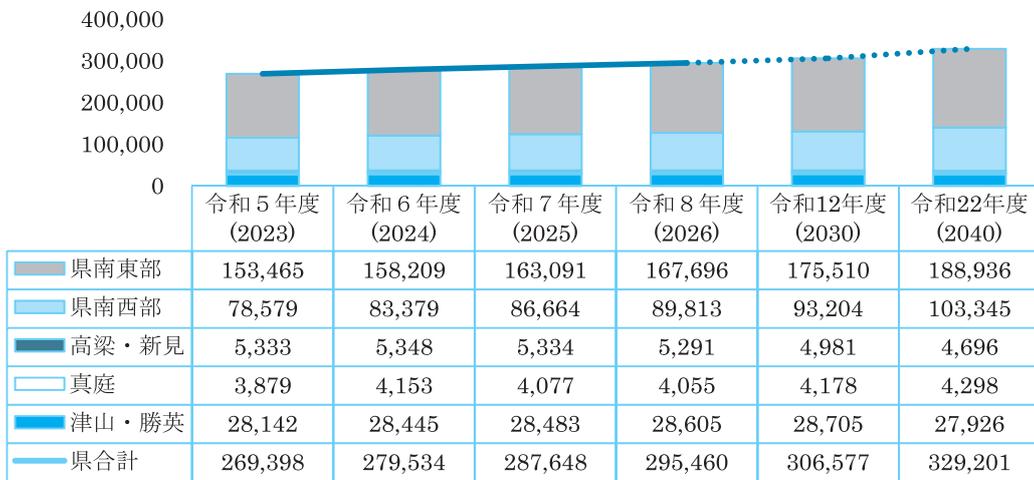


注：端数処理のため、圏域の合計と県合計欄の数値が一致しない場合がある。

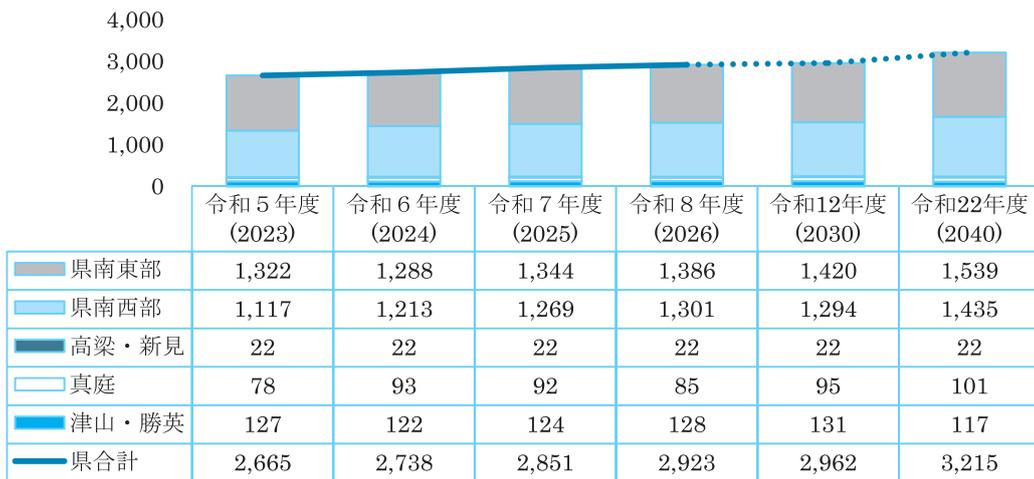
(2) 介護給付

① 居宅サービス（福祉用具関係を除く。）

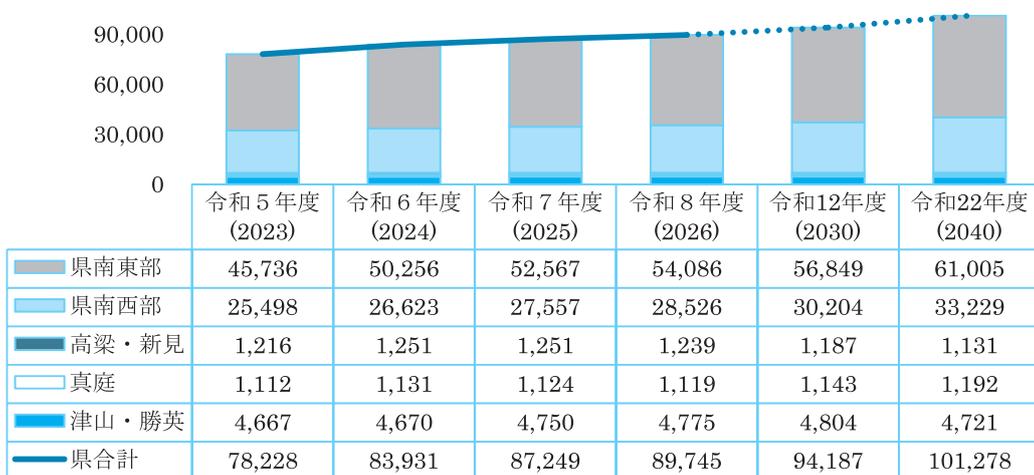
訪問介護（単位：回／月）



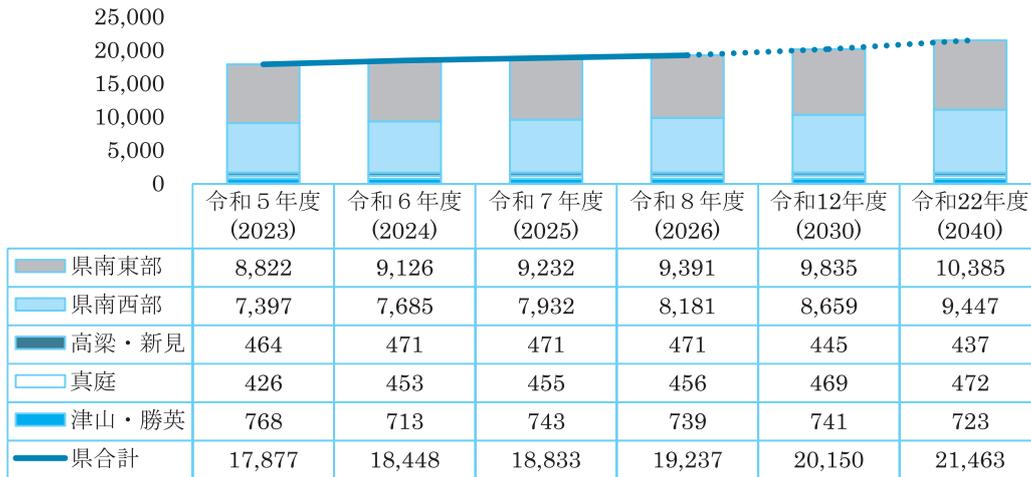
訪問入浴介護（単位：回／月）



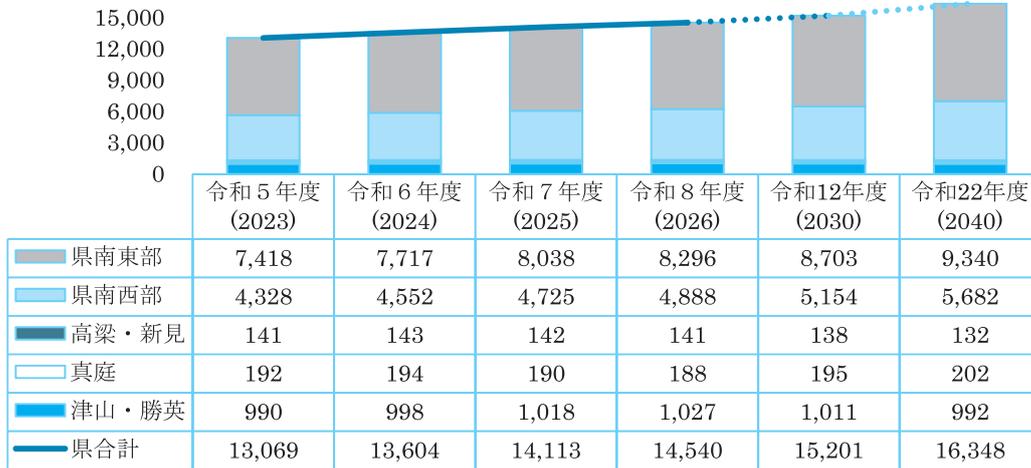
訪問看護（単位：回／月）



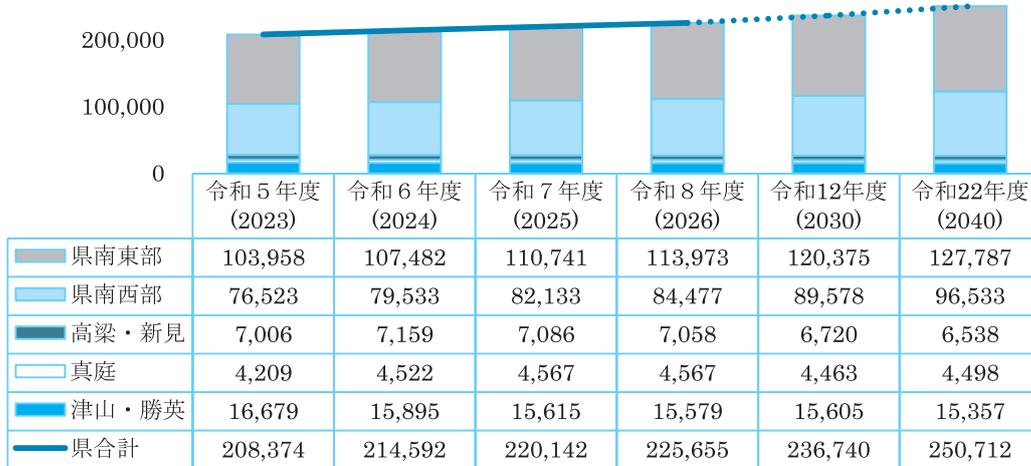
訪問リハビリテーション（単位：回／月）



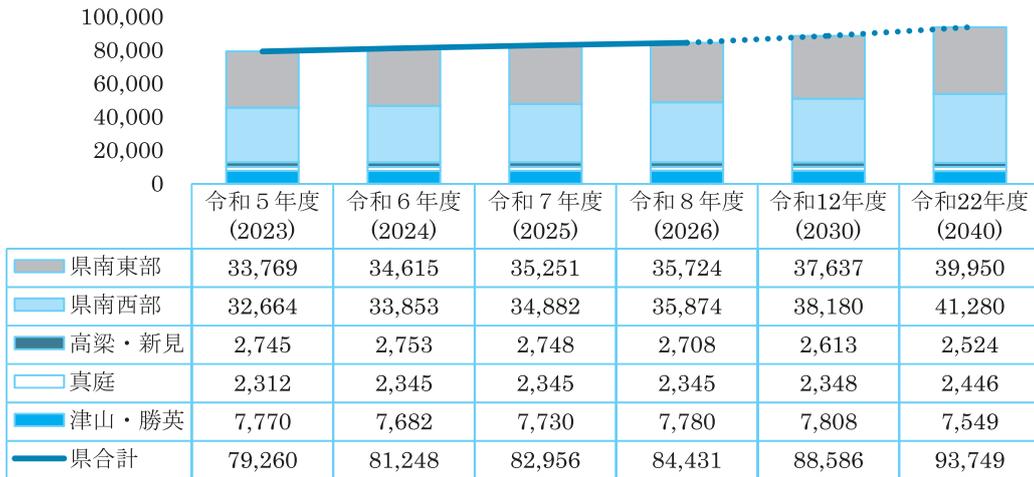
居宅療養管理指導（単位：人／月）



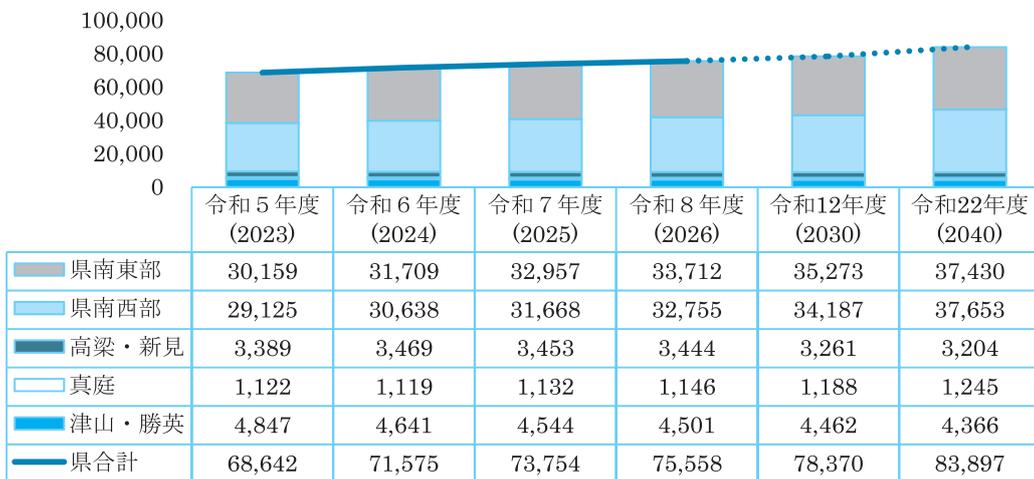
通所介護（単位：回／月）



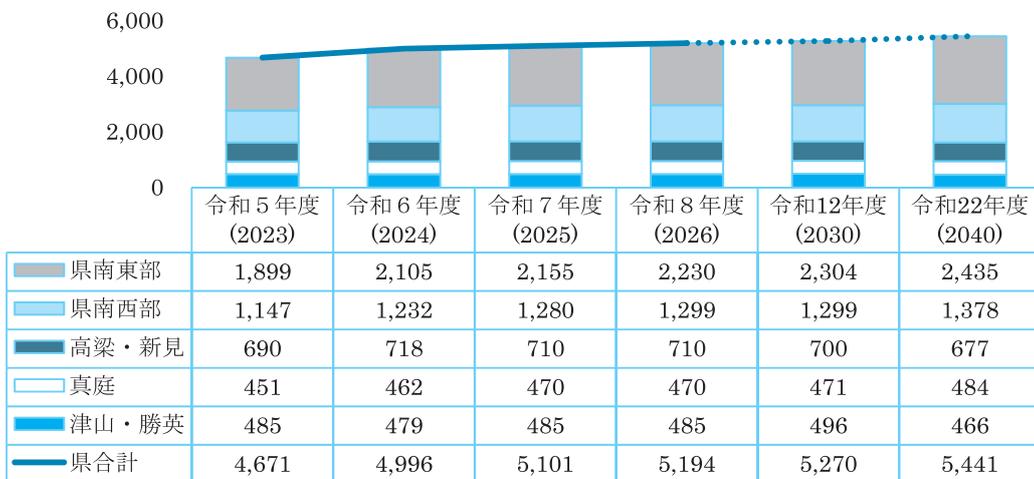
通所リハビリテーション（単位：回／月）



短期入所生活介護（単位：日／月）



短期入所療養介護（単位：日／月）

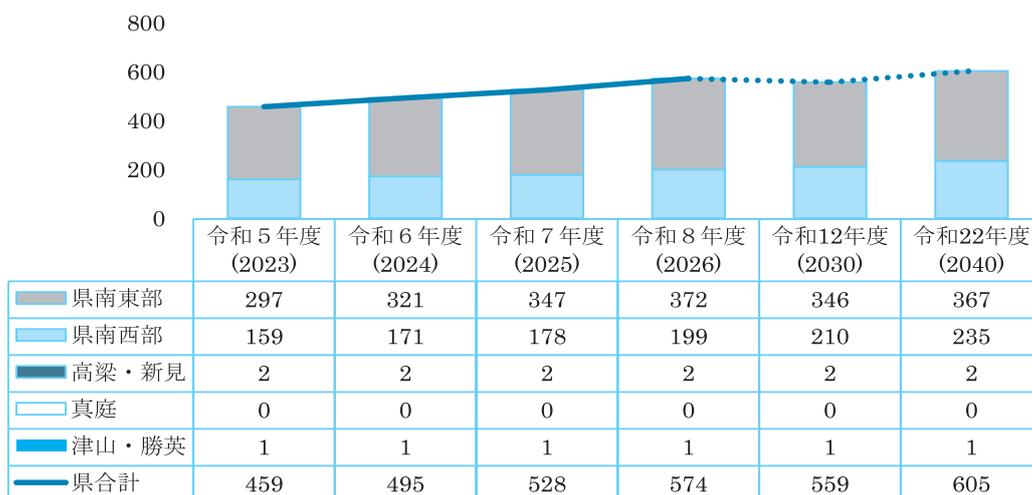


特定施設入居者生活介護（単位：人／月）



② 地域密着型サービス

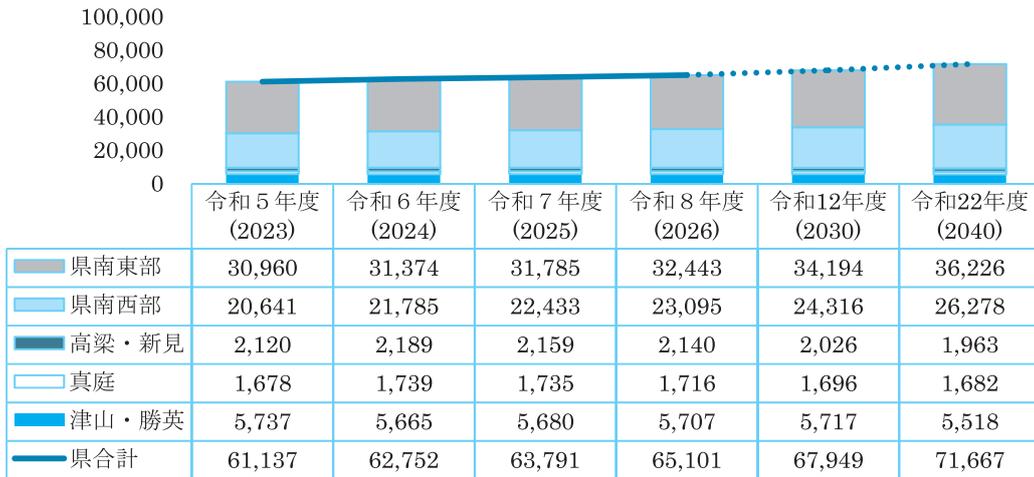
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（単位：人／月）



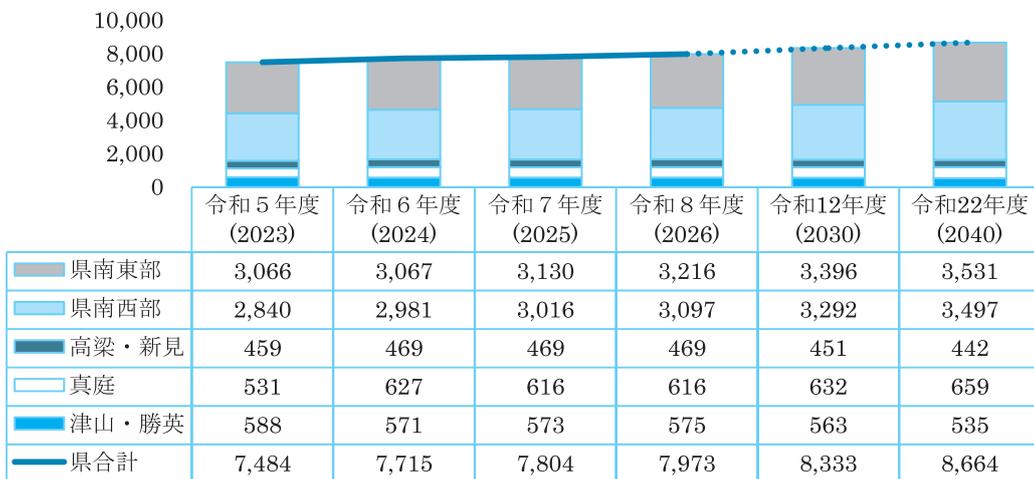
夜間対応型訪問介護（単位：人／月）



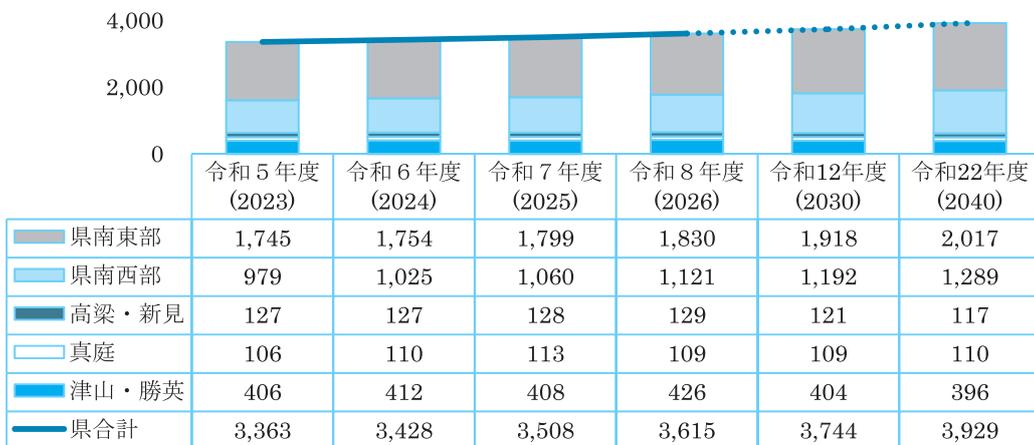
地域密着型通所介護（単位：回／月）



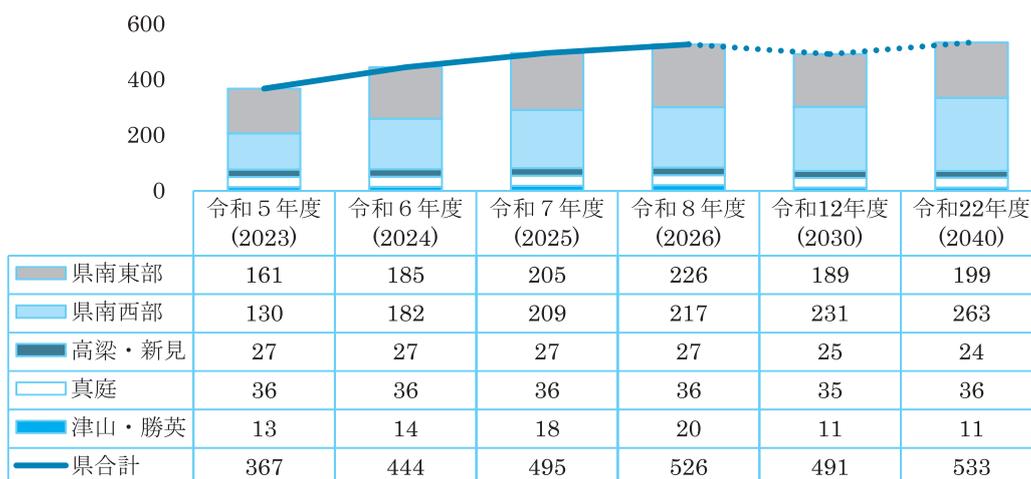
認知症対応型通所介護（単位：回／月）



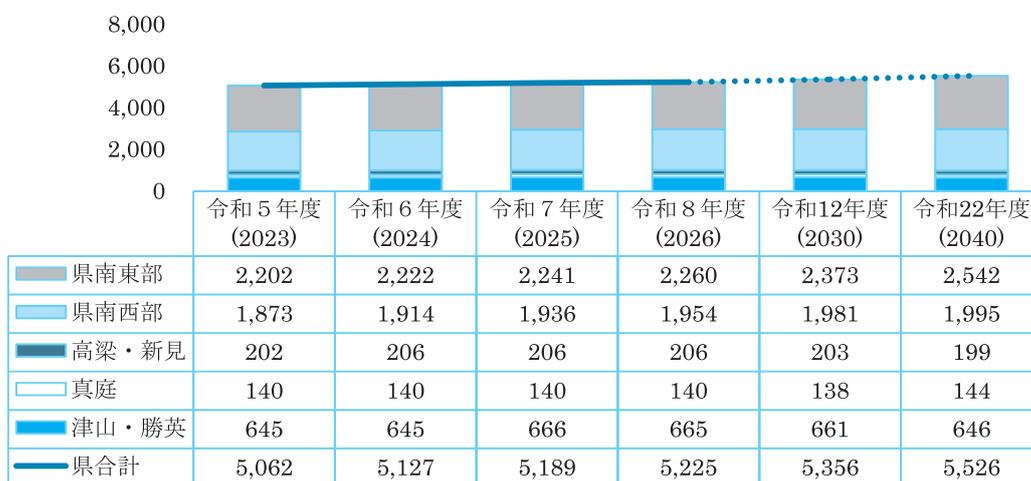
小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）



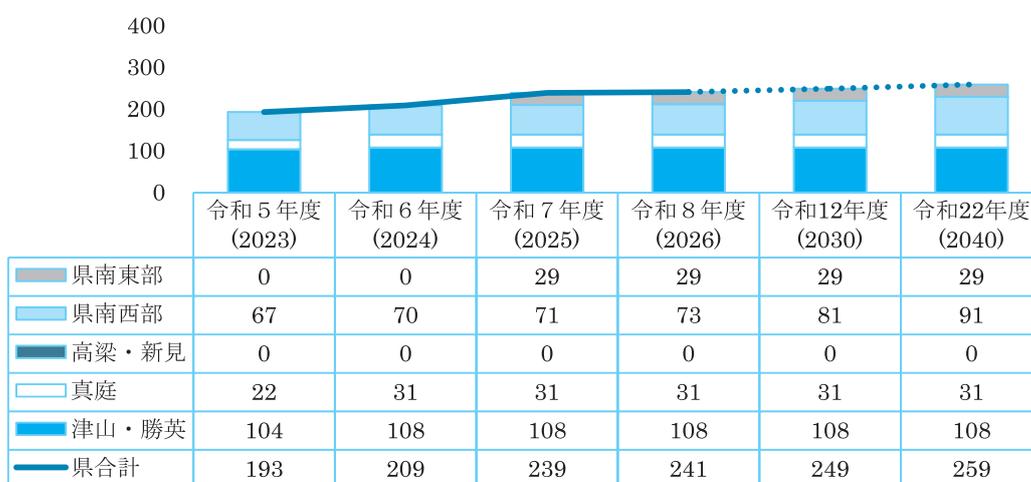
看護小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）



認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）



地域密着型特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

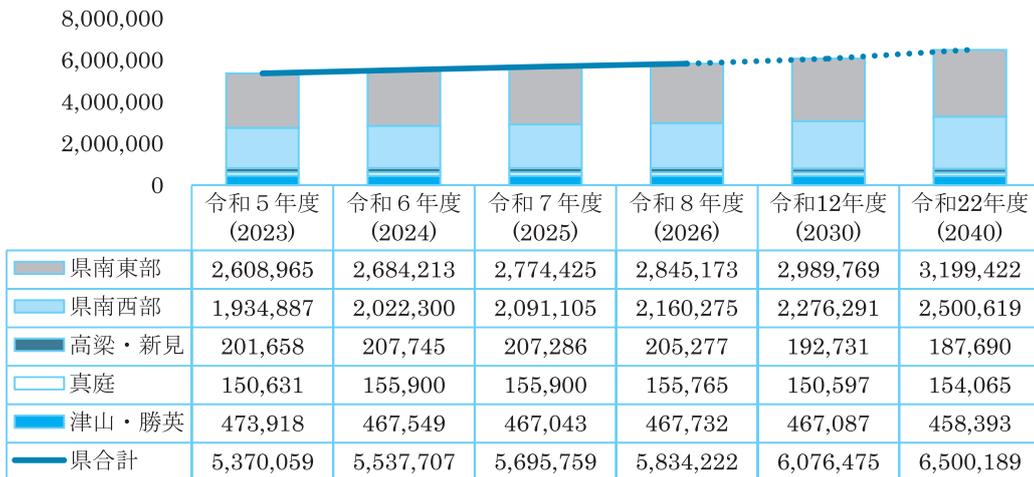


地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（単位：人／月）

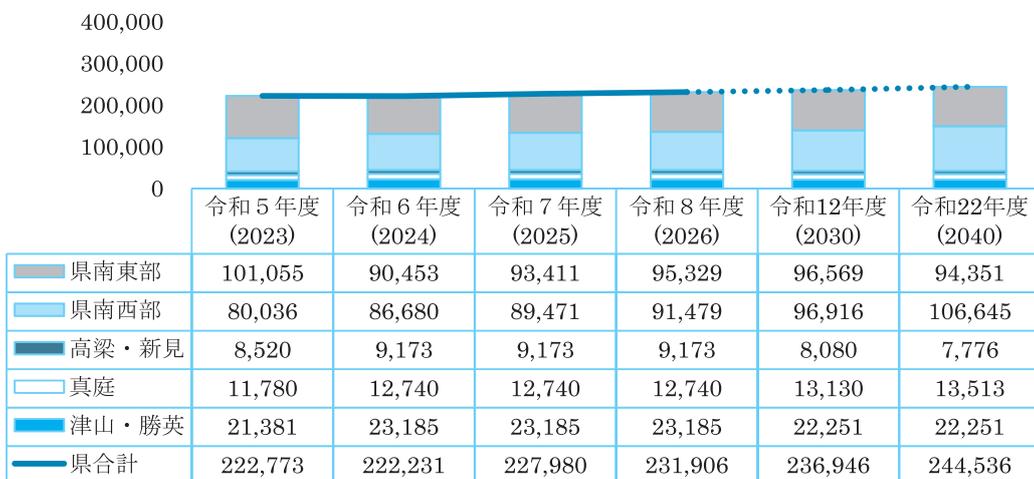


③ 福祉用具・住宅改修

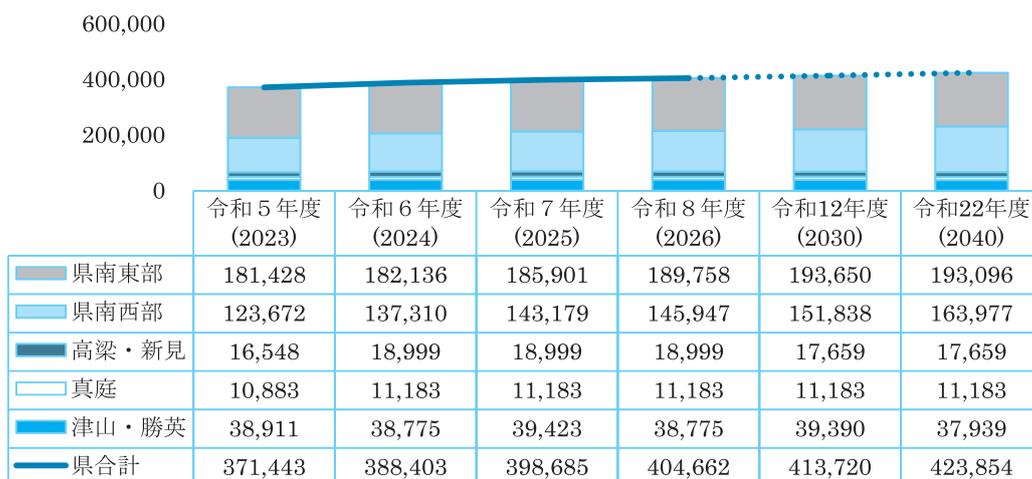
福祉用具貸与（単位：千円／年）



特定福祉用具販売（単位：千円／年）

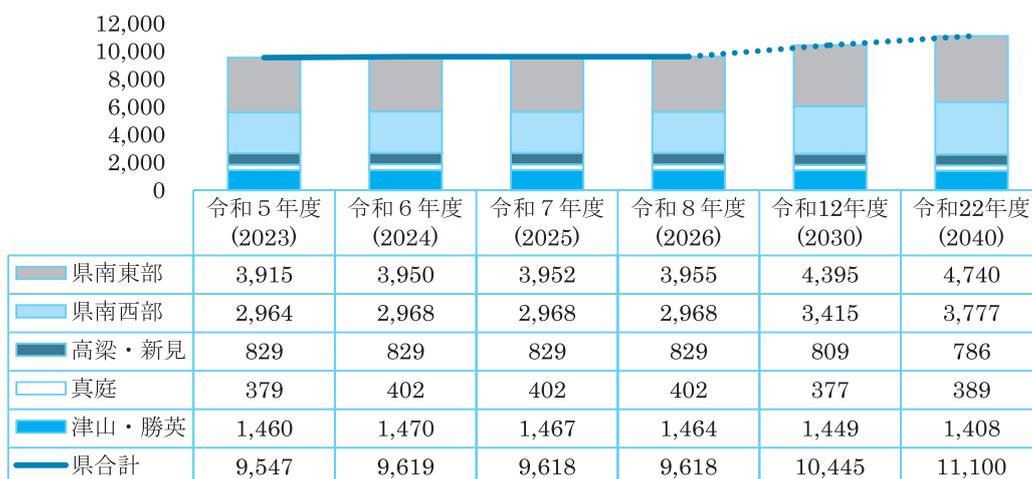


住宅改修（単位：千円／年）



④ 施設サービス

介護老人福祉施設（単位：人／月）



介護老人保健施設（単位：人／月）

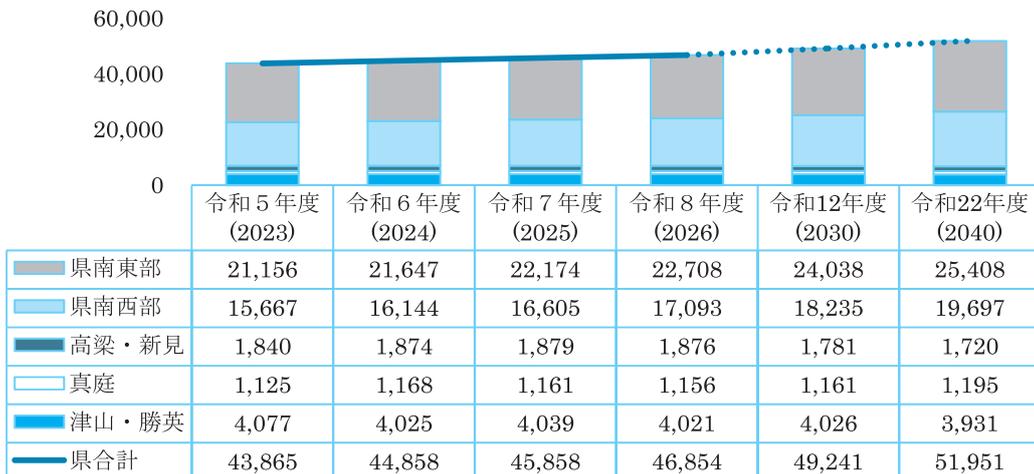


介護医療院（単位：人／月）



⑤ 居宅介護支援

居宅介護支援（単位：人／月）



注：端数処理のため、圏域の合計と県合計欄の数値が一致しない場合がある。

II 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等

施設系のサービスには、広域型（施設サービス）の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）と、地域密着型サービスの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護があります。

居住系のサービスには、広域型（居宅サービス）の特定施設入居者生活介護と、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護があります。

広域型の介護保険施設等は県が、地域密着型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等は市町村が、それぞれ定める必要入所（利用）定員総数の範囲内で計画的に整備を進めています。

また、介護保険施設と地域密着型介護老人福祉施設については、生活環境をよりよいものとするため、ユニット型施設の整備を進めています。

1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数

地域包括ケアシステムを深化・推進する観点から、市町村介護保険事業計画を基に、県内の5つの圏域ごとに介護保険施設の必要入所定員総数と特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定めています。これを超える定員増については、施設等に係る指定（許可、認可）をしないこととします。

(1) 介護老人福祉施設

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームで、要介護者のための生活施設です。

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム）の充実を基本とした上で、中長期的な将来を見据え、県全域の状況を勘案して、必要入所定員総数を定めています。

(2) 介護老人保健施設

要介護者にリハビリテーション等を提供し、在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設です。

中長期的な将来を見据え、県全域の状況を勘案して、必要入所定員総数を定めています。

(3) 介護医療院

平成30（2018）年度に創設された、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設です。

中長期的な将来を見据え、県全域の状況を勘案して、必要入所定員総数を定めています。

(4) 介護専用型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護の充実を基本とした上で、中長期的な将来を見据え、県全域の状況を勘案して、必要利用定員総数を定めています。

特定施設入居者生活介護とは、指定を受けた特定施設が、入居する要介護者等に介護サービスを提供するものです。なお、指定を受けていない特定施設に入居する要介護者等は、自宅に居住する要介護者等と同様に介護サービスを受けることができます。

特定施設とは、有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームです。

特定施設のうち、入居者が要介護者とその配偶者等に限られるものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設です。介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものが地域密着型特定施設です。

(5) 混合型特定施設入居者生活介護

中長期的な将来を見据え、県全域の状況を勘案して、必要利用定員総数を定めています。

推定利用定員（自立・要支援者の入居割合を考慮し、混合型特定施設入居者生活介護の事業が行われる特定施設の入居定員に県が定める係数を乗じて算出した数）の総数がこれを超える場合には、事業者の指定をしないこととします。

推定利用定員の算出に用いる係数は、本県では、厚生労働省令で定められた上限である70%とします。

なお、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護に係る指定を受ける場合は、本計画の必要利用定員総数には含めないこととします。

【広域型施設・居住系サービスの年度別必要入所（利用）定員総数（圏域別）】

① 施設サービス

(単位：人)

圏域	区 分	現在の入所 定員総数	第9期計画			第9期中 の増減
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
県南 東部	介護老人福祉施設	4,219	4,219	4,219	4,219	0
	介護老人保健施設	2,942	2,942	2,942	2,942	0
	介護医療院	287	287	287	287	0
	計	7,448	7,448	7,448	7,448	0
県南 西部	介護老人福祉施設	3,025	3,025	3,025	3,025	0
	介護老人保健施設	2,477	2,427	2,427	2,427	△ 50
	介護医療院	394	444	444	444	50
	計	5,896	5,896	5,896	5,896	0
高梁 ・ 新見	介護老人福祉施設	740	740	740	740	0
	介護老人保健施設	320	320	320	320	0
	介護医療院	72	72	72	72	0
	計	1,132	1,132	1,132	1,132	0
真 庭	介護老人福祉施設	415	415	415	415	0
	介護老人保健施設	130	130	130	130	0
	介護医療院	108	108	108	108	0
	計	653	653	653	653	0
津山 ・ 勝英	介護老人福祉施設	1,419	1,419	1,419	1,419	0
	介護老人保健施設	643	643	643	643	0
	介護医療院	149	149	149	149	0
	計	2,211	2,211	2,211	2,211	0
県 計	介護老人福祉施設	9,818	9,818	9,818	9,818	0
	介護老人保健施設	6,512	6,462	6,462	6,462	△ 50
	介護医療院	1,010	1,060	1,060	1,060	50
	計	17,340	17,340	17,340	17,340	0

※「現在の入所定員総数」には、第8期計画分として令和5(2023)年度までに整備に着手し、令和6(2024)年度以降に指定する見込のものを含む。

② 居住系サービス

(単位：人)

圏域	区 分	現在の利用 定員総数	第9期計画			第9期中 の増減
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
県南東部	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	1,562 (2,231)	1,562 (2,231)	1,589 (2,269)	1,589 (2,269)	27 (38)
	計	1,562 (2,231)	1,562 (2,231)	1,589 (2,269)	1,589 (2,269)	27 (38)
県南西部	介護専用型特定施設 入居者生活介護	30	30	30	30	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	1,608 (2,297)	1,608 (2,297)	1,608 (2,297)	1,664 (2,377)	56 (80)
	計	1,638 (2,327)	1,638 (2,327)	1,638 (2,327)	1,694 (2,407)	56 (80)
高梁・新見	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	62 (88)	62 (88)	69 (98)	69 (98)	7 (10)
	計	62 (88)	62 (88)	69 (98)	69 (98)	7 (10)
真庭	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	28 (40)	33 (47)	33 (47)	33 (47)	5 (7)
	計	28 (40)	33 (47)	33 (47)	33 (47)	5 (7)
津山・勝英	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	269 (383)	269 (383)	269 (383)	269 (383)	0 (0)
	計	269 (383)	269 (383)	269 (383)	269 (383)	0 (0)
県計	介護専用型特定施設 入居者生活介護	30	30	30	30	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	3,529 (5,039)	3,534 (5,046)	3,568 (5,094)	3,624 (5,174)	95 (135)
	計	3,559 (5,069)	3,564 (5,076)	3,598 (5,124)	3,654 (5,204)	95 (135)

※「混合型特定施設入居者生活介護」の括弧内の数は、混合型特定施設入居者生活介護の事業が行われる特定施設の入居定員の総数を参考として示したものであり、必要利用定員総数を70%（推定利用定員の算出係数：入居定員に対する要介護者の推定割合）で除して得られる数

※「現在の利用定員総数」には、第8期計画分として令和5（2023）年度までに整備に着手し、令和6（2023）年度以降に指定する見込のものを含む。

※養護老人ホームが特定施設入居者生活介護を行う場合の利用定員（令和5（2023）年度現在792床指定）は含まない。

【広域型施設・居住系サービスの年度別整備目標数（圏域別）】

○「必要入所（利用）定員総数」に含むもの

※これを超える定員増については、指定等をしない。（いわゆる「総量規制」）

（単位：人）

圏域	区 分	第9期計画			計
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
県南東部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		38		38
	計	0	38	0	38
県南西部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設	△50			△50
	介護医療院	50			50
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護			80	80
	計	0	0	80	80
高梁・新見	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		10		10
	計	0	10	0	10
真庭	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護	7			7
	計	7	0	0	7
津山・勝英	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
県計	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設	△50			△50
	介護医療院	50			50
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護	7	48	80	135
	計	7	48	80	135

※混合型特定施設入居者生活介護については、指定を受ける特定施設全体の入居定員である。必要利用定員総数に含まれるのは、入居定員に70%を乗じて得た数

2 地域密着型の施設及び居住系サービスの必要利用定員総数

市町村は、市町村介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護それぞれの必要利用定員総数を定めています。これを超える定員増については、市町村は、指定をしないことができます。

【年度別必要利用定員総数（市町村別）】

（単位：人）

区分	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				認知症対応型共同生活介護				地域密着型特定施設入居者生活介護			
	R5年度 (2023) 現在	第9期計画			R5年度 (2023) 現在	第9期計画			R5年度 (2023) 現在	第9期計画		
		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
岡山市	986	986	986	1,015	1,777	1,777	1,777	1,813				
玉野市	87	87	87	116	252	252	270	270				
備前市	127	127	127	127	71	71	71	71				
瀬戸内市					81	81	81	81				
赤磐市	29	29	29	29	81	81	81	81			29	29
和気町					81	81	81	81				
吉備中央町					36	36	36	36				
県南東部圏域	1,229	1,229	1,229	1,287	2,379	2,379	2,397	2,433			29	29
倉敷市	468	468	497	497	1,326	1,326	1,326	1,344	87	87	87	87
笠岡市	49	49	49	49	171	171	171	171				
井原市	49	49	49	49	153	153	153	153				
総社市	29	29	29	29	165	165	165	165				
浅口市					54	54	54	54				
早島町					18	18	18	18				
里庄町					63	63	63	63				
矢掛町	20	20	20	20	36	36	36	36				
県南西部圏域	615	615	644	644	1,986	1,986	1,986	2,004	87	87	87	87
高梁市	86	86	86	86	117	117	117	117				
新見市					99	99	99	99				
高梁・新見圏域	86	86	86	86	216	216	216	216				
真庭市	145	125	125	125	135	135	135	135	20	29	29	29
新庄村												
真庭圏域	145	125	125	125	135	135	135	135	20	29	29	29
津山市					324	324	324	324	111	111	111	111
美作市	45	45	45	45	126	126	126	126				
鏡野町	29	29	29	29	90	108	108	108				
勝央町					36	36	36	36				
奈義町	20	20	20	20	27	27	27	27				
西粟倉村												
久米南町					18	18	18	18				
美咲町	65	69	69	69	54	54	54	54				
津山・勝英圏域	159	163	163	163	675	693	693	693	111	111	111	111
合計	2,234	2,218	2,247	2,305	5,391	5,409	5,427	5,481	218	227	256	256

※現在の利用定員総数には、第8期計画分として令和5(2023)年度までに整備に着手し、令和6(2024)年度以降に指定する見込のものを含む。

【年度別整備目標数（市町村別）】

（単位：人）

区分	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護				認知症対応型 共同生活介護				地域密着型 特定施設入居者生活介護			
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	計	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	計	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	計
岡山市			29	29			36	36				
玉野市			29	29		18		18				
備前市												
瀬戸内市												
赤磐市										29		29
和気町												
吉備中央町												
県南東部圏域			58	58		18	36	54		29		29
倉敷市		29		29			18	18				
笠岡市												
井原市												
総社市												
浅口市												
早島町												
里庄町												
矢掛町												
県南西部圏域		29		29			18	18				
高梁市												
新見市												
高梁・新見圏域												
真庭市	△20			△20					9			9
新庄村												
真庭圏域	△20			△20					9			9
津山市												
美作市												
鏡野町					18			18				
勝央町												
奈義町												
西粟倉村												
久米南町												
美咲町	4			4								
津山・勝英圏域	4			4	18			18				
合計	△16	29	58	71	18	18	54	90	9	29		38

3 個室・ユニット型施設の整備

入所者一人ひとりの意思や人格を尊重し、生活が連続したものとなるよう配慮しながら、個性や生活のリズムに沿って、他人との人間関係を築いた日常生活を営める環境の整備を促進するため、市町村と連携して、介護老人福祉施設等の新設や大規模改修、改築等においては、従来型施設に対するニーズ等にも配慮しつつ、個室やユニット型施設（個室）の整備を進めます。

入所者の生活を中心においたユニットケアの推進のためには、適切な建物（ハード）の整備に加え、施設に従事する職員の資質向上が不可欠であり、今後の社会の変化や、更なる高齢社会の進展、ユニットケアを提供する施設を取り巻く環境の変化等も視野に入れた、人材の育成を進めます。

【介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年厚生労働省告示第18号）】において示されたユニット型施設の入所定員の割合の目標

施設の種類	令和12（2030）年度までの達成目標
介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設	50%
うち介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設	70%

【ユニット型施設（個室又は個室的多床室）の入所定員の推移】

（単位：人）

		H20年 (2008)	H23年 (2011)	H26年 (2014)	H29年 (2017)	R2年 (2020)	R5年 (2023)	
介護老人福祉施設	入所定員計	8,142	8,411	8,908	9,673	9,818	9,818	
	ユニット型	1,644	2,098	2,605	3,470	3,500	3,580	
介護老人保健施設	入所定員計	5,828	6,131	6,324	6,595	6,612	6,562	
	ユニット型	170	253	293	373	570	570	
介護医療院	入所定員計	—	—	—	—	496	746	
	ユニット型	—	—	—	—	63	63	
介護療養型医療施設	入所定員計	1,322	1,046	814	612	402	167	
	ユニット型	0	0	0	0	0	0	
地域密着型 介護老人福祉施設	入所定員計	230	627	1,368	1,724	2,114	2,195	
	ユニット型	145	517	1,248	1,602	1,963	2,011	
合 計	入所定員計 ①	15,522	16,215	17,414	18,604	19,442	19,488	
	ユニット型 ②	1,959	2,868	4,146	5,445	6,096	6,224	
ユニット型の入所定員の割合 (②/①)		12.6%	17.7%	23.8%	29.3%	31.4%	31.9%	
再掲	介護老人福祉施設・ 地域密着型介護 老人福祉施設	入所定員計 ③	8,372	9,038	10,276	11,397	11,932	12,013
		ユニット型 ④	1,789	2,615	3,853	5,072	5,463	5,591
	ユニット型の入所定員の割合 (④/③)	21.4%	28.9%	37.5%	44.5%	45.8%	46.5%	

※各年4月1日現在

4 必要性の高い者の優先的な入所の確保

平成27(2015)年4月以降、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設への入所が原則要介護3以上の者に限定されるとともに、やむを得ない事情により居宅で日常生活を営むことが困難な要介護1又は2の者については、市町村の適切な関与の下、特例的な入所が認められたことから、平成27(2015)年2月に「岡山県指定介護老人福祉施設等入所指針」の一部を改正し、適正な運用を進めています。